

1. インターン制度の目的

日本自律訓練学会では、自律訓練法の正しい方法の普及、実践のため、基礎指導資格と上位資格の認定を行っている。上位資格は自律訓練法を訓練者に指導する者の指導的立場にあることを認定するものである。認定のためには、自律訓練法に関する論文あるいは講習会等での指導実績（指導者養成実績）といった高度な専門性が問われる。

本インターン制度は、有資格者（主に基礎資格取得者）が講習会等で指導補助を行い指導実績を積むためのものである。指導補助を行う事により上位資格取得時に求められる『論文』の要件と替えることが出来る。

2. 申請資格

申請することが出来るのは、本会の自律訓練法専門指導士・専門指導医あるいは自律訓練法認定士・認定医の資格を有する者である。

3. 申請方法

年次大会での基礎講習会のプログラムが決定した後、教育研修委員会委員長が有資格者全員に募集の案内を郵送する。

インターンでの参加を希望するものは、希望する旨を期日までに電子メール・郵便にて連絡する。

4. 選考方法

教育研修委員会委員長は希望する者の中から若干名を選考する。その際の優先順位は基礎指導資格者であること、インターンの経験回数が少ないこと、認定年月の古い者であることである。

5. 認定証の発行

基礎講習会終了後インターンはレポートを教育研修委員会委員長に提出する。委員長はレポート内容を審査し、インターン経験者として評価できる場合は証明書を発行する。

6. 上位指導資格審査基準（業績評価）への反映

本インターン経験は、上位指導資格審査基準の4)研究業績評価に定められている論文あるいはAT指導者養成実績に反映される。ただしインターン経験は2回の経験を1論文あるいは1回のAT指導者養成実績と換算する。

7. 資格更新のための経験ポイント

資格取得者でインターンを経験した者には、資格更新のためのポイントを付与する。上位指導資格者には、講師として参加したとして15ポイント、基礎指導資格者には10ポイントをそれぞれ付与する。

以上